

# 引き下げアカン！大阪の会通信

生活保護基準引き下げ  
違憲訴訟を支える大阪の会  
TEL 06-6697-9144  
FAX 06-6697-9059  
✉ seiho.ikensaseru.osk@  
gmail.com

## 控訴審 第5回期日 熊本・東京で示された大阪判決の正しさ



大阪の控訴審第5回期日が7月13日ひられました。一審原告弁護団は、第11準備書面を法廷で陳述し、熊本地裁と東京地裁での勝訴が、大阪地裁の勝訴判決の正しさを裏付けていることに加え、両地裁判決でさらに踏み込んだ判断がされた点について説明しました(裏面に要旨掲載)。期日

後の報告集会では、7月25日に控訴審の第一回期日をむかえる京都の佐野就平弁護士が「大阪、熊本、東京で勝って大きな流れになっていま

す。京都は負けましたけど、全国でたたかいを起し世論を作ってきました。控訴審では原告の声をしっかり伝えていきたい」と決意を述べました。

次回第6期日は、9月27日(火)の午後2時から5時で、原告や専門家の尋問を予定しています。

### 第6回期日

9月27日(火)

▶12:20~12:50

淀屋橋駅頭宣伝

▶午後2:00~5:00

第6回期日

●証人尋問

西岡 大輔氏 (大阪医科薬科大学  
医学研究支援センター医療統計室)

●原告本人尋問 原告4人

※傍聴抽選に外れた方は、北浜ビジネス会館にて学習会。

▶期日終了後～

報告集会

場所:北浜ビジネス会館(大阪市  
中央区北浜2丁目1-17)

## 東京地裁でも勝訴

東京地裁(清水知恵子裁判長)は6月24日、専門家の検討を経ずに行われた生活保護基準の引き下げを違法とし、原告勝訴の判決を言い渡しました。2021年2月の大阪地裁、2022年5月の熊本地裁に続く3つ目の勝訴判決です。判決は、基準引き下げに物価下落を考慮したことや、その計算に厚労省が独自の物価指数を

使ったことについて、専門的知見との整合性を欠くと断罪。保護費の減額処分を違法として取消しを命じました。

7月27日には、仙台地裁で原告の請求を棄却する不当判決が言い渡されました。仙台弁護団は、「基準引き下げが、生活保護利用者にもたらした影響の大きさを想像する力を欠く」判決と批判しました。

## 専門的知見との整合性欠くと断罪



いのちのとりにて裁判全国アクションホームページより